

# 新うどん県泊まってかがわ割 取扱マニュアル

## 【旅行代理店向け】



### 新うどん県泊まってかがわ割事務局

〒760-0017香川県高松市番町1丁目6-6

甲南アセット番町ビル3F 304

TEL : 087-823-5011 FAX : 087-823-5013

事務局営業時間 : 月曜～金曜、10時～17時

(土日祝、年末年始※12/29～1/3休業)

メールアドレス : kagawa-wari@bsec.jp

公式HP : <https://www.new-kagawa-wari.com>

# 1. はじめに ～「新うどん県泊まってかがわ割」の実施にあたって～

本事業における商品の販売及び割引支援金の申請については、申請書類一式及び本書を確認の上、間違いのないようお願いいたします。あわせて誓約書に記載のある事項につきましても遵守願います。なお、本書に記載のない事項につきましては、その都度、事務局までお問い合わせください。

新うどん県泊まってかがわ割とは、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ旅行需要を喚起するため、国の割引支援金を活用し、県民を対象とした県内旅行(日帰り旅行含む)への助成を行うとともに、土産物店や観光施設等で利用可能なクーポンを発行し、観光関連消費の喚起を図るものです。新うどん県泊まってかがわ割の実施事業者として、県の割引支援金交付決定を受けた補助対象者は、旅行割引プランを販売するにあたり、ルールに則った取組をお願いします。

**ルールを逸脱した場合、割引支援金のお支払いができない場合がありますのでご注意ください。**

## 【本事業への参加条件】

- ・対象事業者指定申請（事前登録）を行い、事務局の審査により認可されること。
- ・香川県及び事務局が決める割引支援金の交付決定額に同意すること。
- ・旅行実績に応じて、一括または月ごとに割引支援金を受領することに同意すること。
- ・香川県および事務局が指定する内容で、実績報告を行うこと。
- ・香川県および事務局が示すスケジュールに沿った取組を行うこと。
- ・本マニュアルに示す事業内容等に同意すること。

※本マニュアルは、速やかな事業実施を行うため、変更する場合があります。  
最新版のマニュアル等については、随時、事務局ホームページをご確認ください。

## ■目次

|                                    |       |
|------------------------------------|-------|
| 1. はじめに                            | 1     |
| 2. 「新うどん県泊まってかがわ割」について             | 2-3   |
| 3. 「新うどん県泊まってかがわ割」スキーム             | 4     |
| 4. 補助対象となる旅行割引プラン及び割引支援金額          | 5     |
| 5. 旅行・宿泊代金の割引イメージ                  | 6-7   |
| 6. 「新うどん県泊まってかがわ割」に係る留意事項          | 8-10  |
| 7. 新かがわ割クーポンについて                   | 11    |
| 8. 「新うどん県泊まってかがわ割」全体スキーム           | 12    |
| 9. 「新うどん県泊まってかがわ割」の交付申請・及び実績報告について | 13-15 |
| 10. 「新うどん県泊まってかがわ割」に係る証票及び不正利用防止   | 16    |
| 備考.新うどん県泊まってかがわ割～旅行代理店用FAQ～        | 17-20 |

## 2. 「新うどん県泊まってかがわ割」について

### 1. 実施概要

香川県内在住の方の県内旅行を対象に、旅行・宿泊代金の最大50%割引（上限5,000円/人泊、日帰り旅行の場合は上限5,000円/人）と土産物店、飲食店、観光施設等で利用できる上限2,000円分の「新かがわ割クーポン」を配付する香川県民限定のキャンペーンです。

（1）旅行商品・宿泊代金の割引

- ① 県内の旅行業者が販売する県内旅行商品代金（日帰り旅行商品含む）
- ② 県内の宿泊事業者が販売する宿泊代金（直接販売・OTA販売等）※いずれも1人泊当たり商品代金の50%（上限5,000円/人泊、日帰り旅行商品の場合は上限5,000円/人）を上限に割引支援金を交付

（2）新かがわ割クーポン

旅行期間中に県内の土産物店、飲食店、観光施設等で利用可能なクーポンを1人泊当たり（日帰り旅行商品の場合は1人当たり）上限2,000円分を旅行代理店や宿泊施設を通じて旅行者に配付  
※旅行者に対し、1人泊・回あたりの旅行代金が4000円以上の場合は2,000円分のクーポンを発行し、2,000円以上4,000円未満の場合は1,000円分、旅行代金が2,000円未満の場合は配付しない。

### 2. 実施期間

宿泊旅行：令和3年7月27日(火)から令和3年12月31日(金)(令和4年1月1日(土)チェックアウト分)まで

日帰り旅行：令和3年7月27日(火)から令和3年12月31日(金)旅行分まで

予約対象期間：令和3年7月27日(火)から **令和3年12月31日(金)予約分まで**

新型コロナウイルスの感染状況等によって、上記期日及び地域は変更となる場合があります。

### 3. 遵守事項

- ①各業界団体が定める、新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン等を遵守する施設を利用するなど、旅行割引プランの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症対策に適切な対応をとること
- ②旅行者が対象商品を利用するに際しては、旅行者の居住地確認を必ず行うこと

### 4. 対象事業者

（1）旅行・宿泊代金割引

旅行・宿泊割引支援金は、以下①、②の事業者のうち、本事業に参画する事業者に交付します。参画承認後、参画事業者に配分額を通知し、その配分額の範囲内で実績報告に基づき交付します。

① 香川県内に本店、支店又は営業所等を持つ旅行代理店・旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に基づき登録を受けた事業者であって本事業への参画申込みを行い、承認された者

② 香川県内の宿泊施設を持つ宿泊事業者

ア 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項により香川県知事または高松市長の許可を受け

た宿泊施設

イ 住宅宿泊事業法（平成29年法律第6号）第3条第1項により、香川県知事または高松市長に住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者

上記のア、イのうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業に係る施設を除くもので、本事業への参画申込みを行い、承認された者

---

## 2. 「新うどん県泊まってかがわ割」について

### (2) 新かがわ割クーポン

「新かがわ割クーポン」は、旅行者に対して旅行代理店や参画宿泊施設を通じて配付します。

(必要数を事務局が用意し預託します)

クーポンの精算については、利用された取扱店舗が事務局に郵送し、換金する流れとなります。

## 5. 旅行代理店へのお願い

旅行代理店公式HPでのキャンペーンバナーの掲載及び相互リンク

※ロゴおよびバナーを作成し、新かがわ割公式HP (<https://www.new-kagawa-wari.com/>)からダウンロードいただけるようにしています。

サイズが合わない場合は、加工いただいても構いません。

## 6. 本事業を利用した旅行・宿泊予約日の基本的な考え方

各旅行代理店、宿泊施設が申請した事業実施期間内で、かつ、新規予約が対象となります。

**また、交付決定日以前の既存予約は対象外となります。**

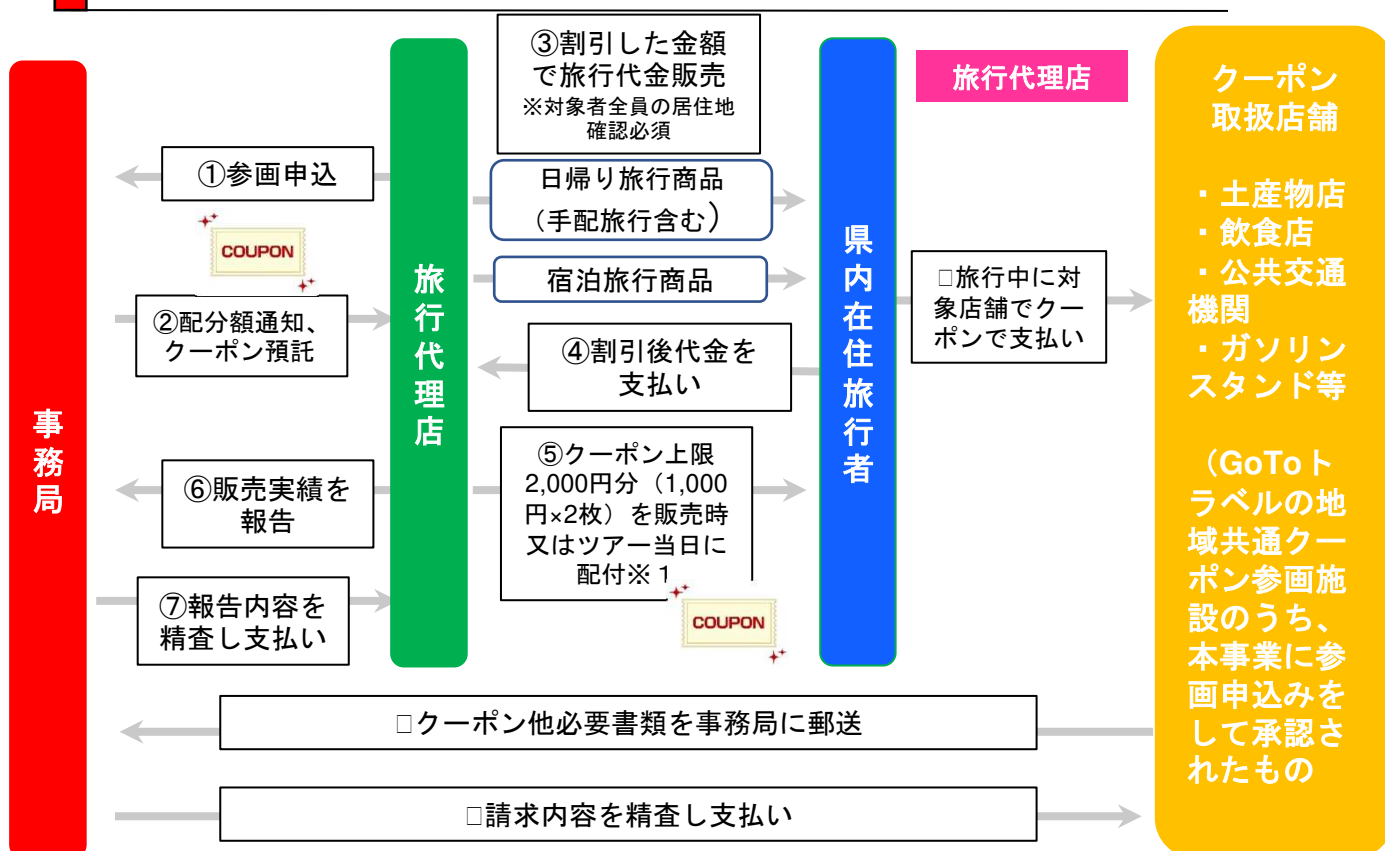
## 7. 本事業における旅行者の居住地確認方法

旅行代理店、宿泊施設等において、運転免許証等の本人確認書類の提示により、旅行者の居住地確認を行うようにしてください。また、旅行者又は同行者が県外在住者であることが判明した際には、その者は本事業の割引支援の対象外として取り扱ってください。インターネット予約等で、予約時に居住地の確認が取れない場合は、当日のガイド、及び宿泊施設にチェックインの際、必ず旅行者全員の本人確認書類を提示いただき確認ください。(販売宿泊施設と連携をとり実施してください。)

**旅行代理店にて申込の場合は、精算までの間に対象者全員の居住地確認が必要となります。**

**※観光庁から、代表者のみならず、同行者の居住地の確認も必要であると通知されています。**

### 3. 「新うどん県泊まってかがわ割」のスキームについて



※1・・・旅行者に対し、1人泊・回あたりの旅行代金が4000円以上の場合は2,000円分のクーポンを発行し、2,000円以上4,000円未満の場合は1,000円分、旅行代金が2,000円未満の場合は配付しない。

#### 【参画から割引支援金精算までの流れ】

- ① 旅行代理店から事務局へ、参画申請(必要書類は以下参照)。  
※参画申請に必要な様式は、公式HPの事業者用ページよりダウンロードが可能です。詳しくは公式HPでご確認ください。
- ② 事務局から旅行代理店へ配分額を通知し、併せて新かがわ割クーポンを預託する。
- ③ 旅行代理店は、旅行者(県内在住者)に居住地確認後、割引した金額で旅行商品を販売する。(詳細P.6)
- ④ 旅行代理店は旅行者(県内在住者)に対して、「新かがわ割クーポン」(1泊あたり上限2,000円×宿泊日数、日帰り旅行は1旅行あたり上限2,000円)を配付する。※1
- ⑤ 旅行代理店は事務局に対して、販売実績を報告する。  
※事務局に対しての販売実績報告(支援金精算)は、P.13の通りに提出してください。販売実績報告に必要な書類(下に記載)の提出方法は、メールもしくは郵送となります。
- ※販売実績報告書の記載方法について、募集型企画旅行を除く団体旅行者で、氏名・住所・電話番号等が記載された旅行者名簿を別途提出する場合、該当する団体旅行者の販売実績報告書における宿泊者情報への記載は、代表者分のみに簡略化することができるものとします。
- ⑥ 事務局は報告内容を精査し、報告書受け取り後、不備がなければ20日以内(販売実績報告が集中した場合、若干前後する可能性があります。)に割引支援金を支払う。(割引支援金は精算払いのみとなります。)

#### 【参画申込に必要な書類】

交付申請書等の提出 → 最終 7/19 事務局宛にメール・及びWEBエントリーフォームの送信

◆参画申込書 兼 同意書(様式第1号) ◆事業者情報登録申請書(様式第2号)

◆旅行業者情報等報告書(様式第3号) ◆口座振替依頼書(別紙1)

◆割引支援金交付申請書(様式第4号) ⇒ **【決定通知書取得後提出】**

◆旅行業許可書の写し 等

押印が必要な書類は押印の上、原本を事務局宛に郵送またはメールにてPDF送信可

## 4. 補助対象となる旅行割引プラン及び補助金額

宿泊旅行：令和3年7月27日(火)から令和3年12月31日(金)(令和4年1月1日(土)チェックアウト分)まで

日帰り旅行：令和3年7月27日(火)から令和3年12月31日(金)旅行分までとする。

予約対象期間：令和3年7月27日(火)から**令和3年12月31日(金)予約分まで適用**

|  |   |
|--|---|
| 補助対象   | 香川県の交付決定を受けて、各補助対象者が販売する旅行プラン<br>(例) 近隣の飲食店の食事付き・体験プログラム付き・お土産付き<br>などの各種プラン ※既存の宿泊プランの割引でも可能 |
| 割引前の旅行プランの販売額(税込)<br>(宿泊者1人泊あたり)<br>(日帰り1人あたり) | 補助金の額(税込)<br>(割引前の旅行プランの販売額に応じて設定)<br>(1円単位小数点切り捨て)   |
| 10,000円以上                                      | 5,000円/人泊 クーポン枚数2枚(2000円分)  |
| 4,000円～10,000円未満                               | 50%割引/人泊 クーポン枚数2枚(2000円分)   |
| 2,000円～4,000円未満                                | 50%割引/人泊 クーポン枚数1枚(1000円分)   |
| 2,000円未満                                       | 本事業割引対象外  |
| 割引支援金上限額                                       | 補助対象者には、前年度実績に基づいて、補助金額の<br>上限を設定します。<br><u>(上限を超えた割引分の金額については補助対象者の負担と<br/>なります。)</u>        |
|  | ①前回かがわ割参画事業者 前回実績に基づく<br>②前回かがわ割未参画事業者 様式3号を加味して設定  |

入湯税はプラン内であれば割引支援金対象。プラン外であれば割引支援金の額の基準となる「割引前の宿泊プランの販売額」からは対象外としておりますので、お客様にご負担(お支払い)いただくようお願いします。

「新うどん県泊まってかがわ割」参加には、本マニュアルに則った取組を行うことが参加条件です。事業開始前に必ずご確認ください。内容が複雑ですので、実務上、遵守いただくことを、本マニュアルにより補足してご案内いたします。

マニュアル及び各様式については改訂する場合がありますので、各手続きの前に、最新版であるかご確認いただきますようお願いいたします。

具体的な旅行割引プランの策定にあたっては、事務局にてご相談を受け付けます。

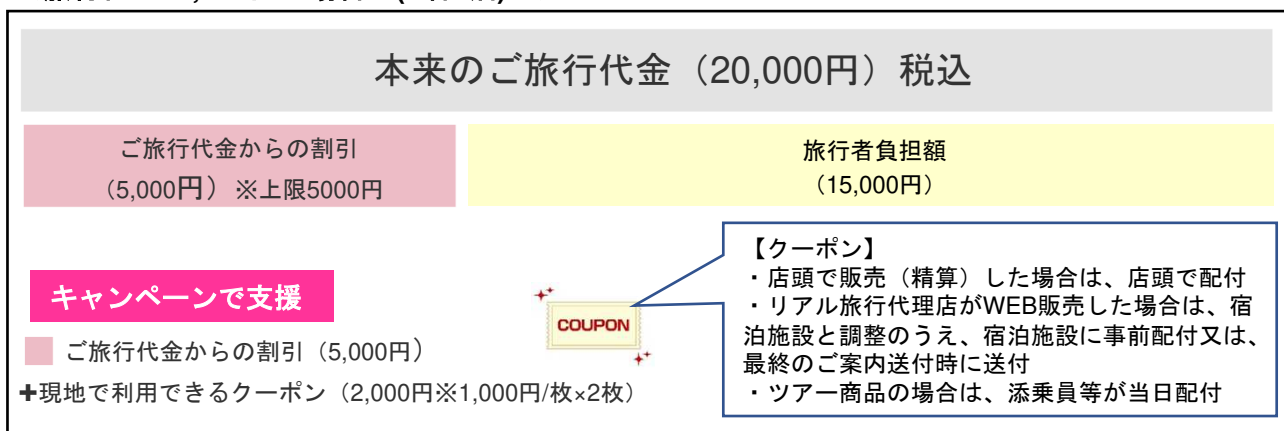
TEL087-823-5011

申請書類、マニュアル等は事務局ホームページ (<https://www.new-kagawa-wari.com/>)より入手いただけます。

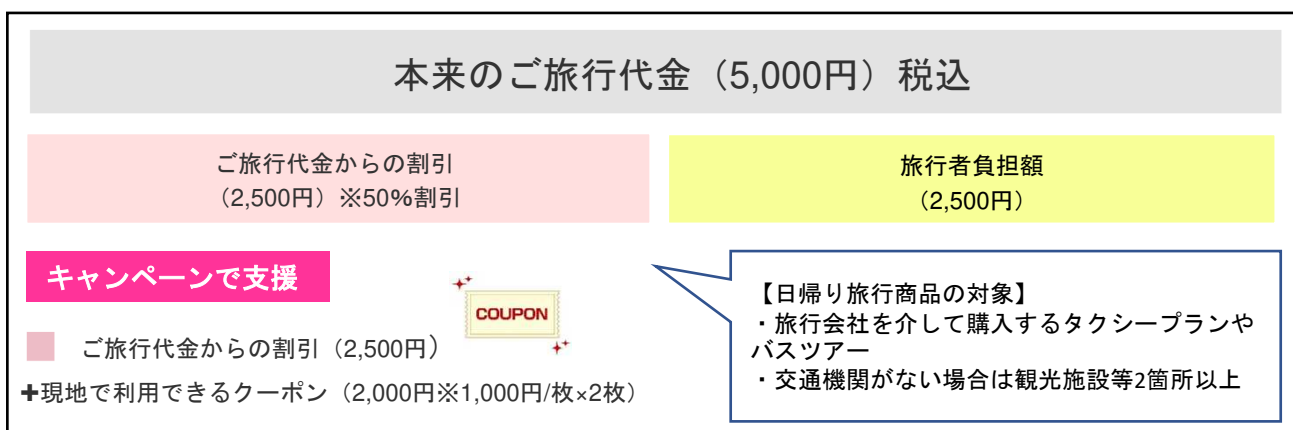


## 5. 旅行・宿泊代金の割引イメージ

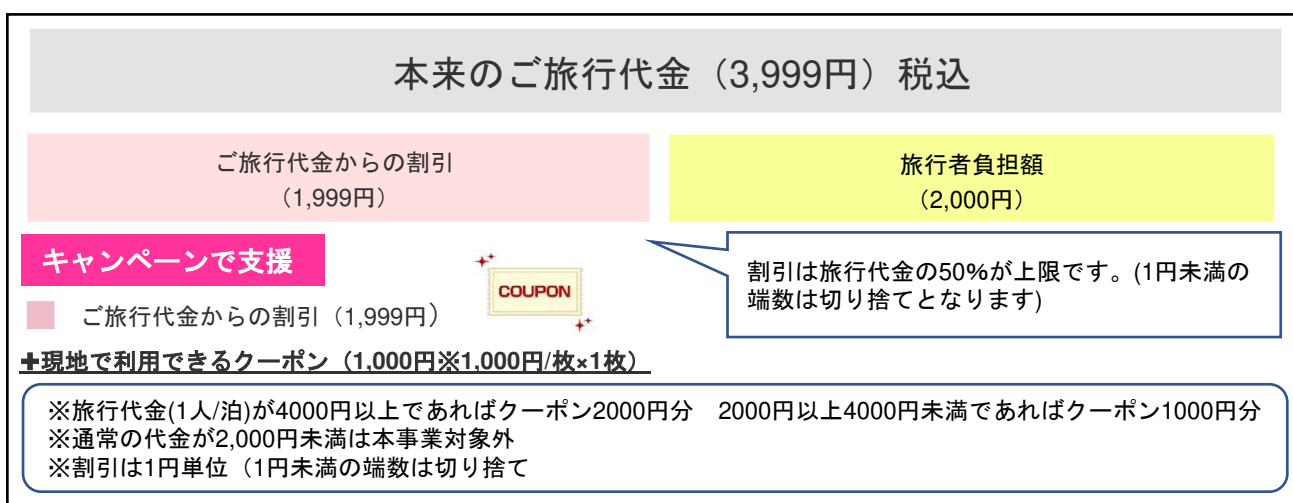
### <旅行代金20,000円の場合 (1名1泊) >



### <旅行代金5,000円の場合 (1名1泊) >



### <旅行代金2,000円以上4,000円未満の場合 (1名1泊) >



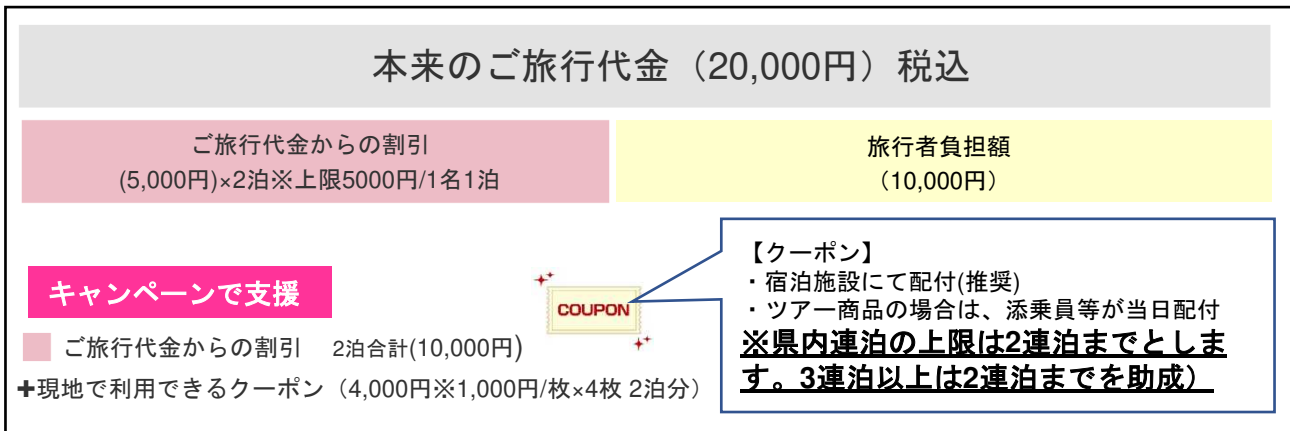
### 《本事業以外の割引と併用する場合》

他割引の併用時は他割引適用後の金額に対して適用となります。

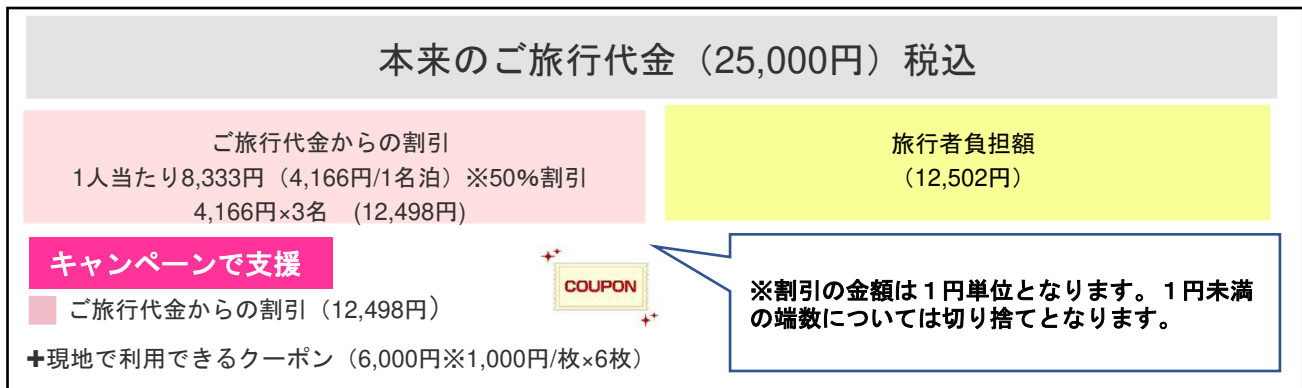
その他宿泊券や、各旅行代理店のポイント等はお金と同じ扱いとなるので、本事業を含む全ての割引の最後に支払い方法としてご利用ください。

## 5. 旅行・宿泊代金の割引イメージ

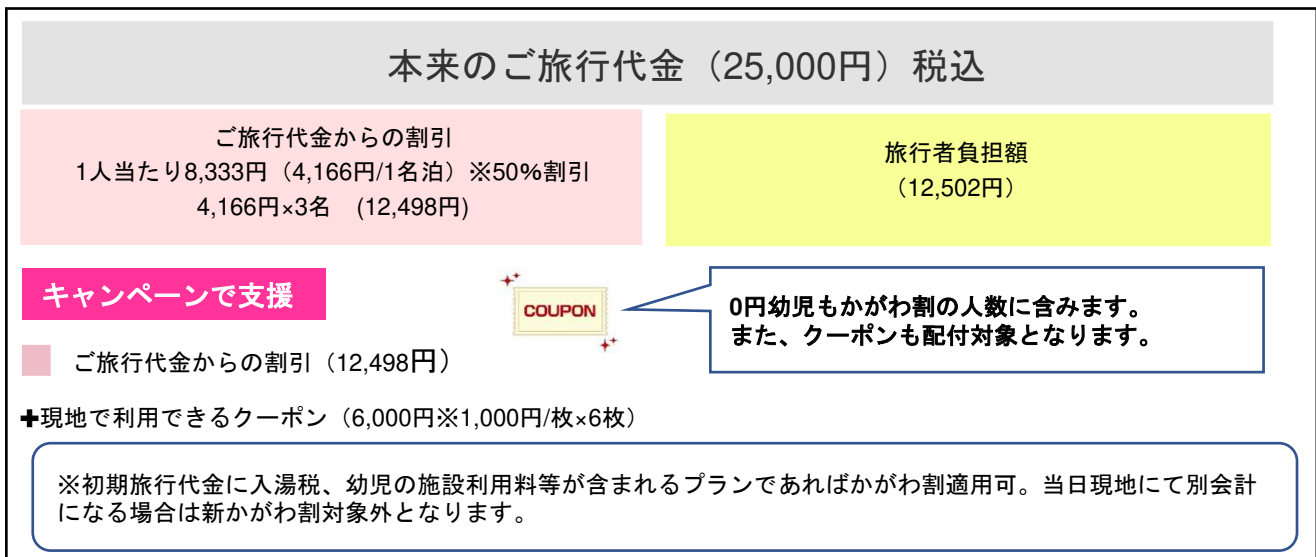
### <旅行代金20,000円 連泊の場合 (1名2泊) >



### <旅行代金総額25,000円の場合 (3名1泊 ※大人2名 小人1名) >



### <旅行代金総額25,000円の場合 (3名1泊 ※大人2名 幼児1名※費用無) >



### <各社独自の積み立てポイント等の場合>

各社独自の積み立てポイント等でお支払いを希望される場合は、ポイントを差し引く前の価格で割引支援を行ってください。宿泊施設や旅行会社等のポイントは、精算時の支払い方法として扱います。ただし、該当予約で付与されるポイントがその予約に対しても使用できる場合は、そのポイントを差し引いた額に対して、割引支援を行ってください。



## 6. 旅行商品に対する割引の対象や注意点

### 《割引の対象》

(1) 日帰り旅行商品、宿泊を伴う旅行商品共通

県内における日帰り、宿泊を伴う募集型企画旅行、受注型企画旅行、手配旅行及び**その他、適宜、県と協議の上、事務局が認めるもの**が対象です。本割引支援金制度は既存の旅行プランも対象ですが、体験プログラムや食事等の充実、「**地域の魅力の再発見**」につながる**取組みや新たな観光スタイルと判断されるもの等**、事業の趣旨に則った旅行割引プラン造成をお願いします。

【対象外】

- ① 日帰り旅行商品を含め、県外の行程を含む（立ち寄る、行き抜ける等）日程の旅行商品
- ② 特典としてQUOカード、ビール券付きプラン、JR券単品など換金性の高いものが付いている商品
- ③ 1人泊あたり（日帰り旅行の場合1人あたり）2,000円未満の旅行商品
- ④ 旅行商品の予約のキャンセル料
- ⑤ 割引前の旅行プランの販売額を大幅に上回るような旅行割引プランは対象外
- ⑥ 観光地に寄らずに送迎とお弁当だけの日帰り商品。  
(※観光地が入っているツアーの場合はお弁当対応でも可。例:遊覧飛行、空港見学など)

(2) 日帰り旅行商品 **【NEW】**

同日中に発地に戻ることが予定されている**貸切バス・タクシーなどの交通機関手配に加え、観光地又は観光施設（無料・有料問わず）や食事施設など1箇所以上**に立ち寄る商品とする。

ただし、**観光地又は観光施設（無料・有料問わず）や食事施設など2箇所以上（うち1箇所は観光地又は観光施設を含む）に立ち寄る商品については、運送サービスの手配を含まないものも可とする。**

※行程に関しまして、事務局でも確認をさせていただきますので、

**手配旅行を含む全ての旅行形態においては、【事前】に行程表を事務局宛てにお送りください。**

※支援金申請時に添付いただく行程表や明細書等から施設等に電話確認をさせていただきます場合があります。

【対象外】

- ① 旅行業を登録していない事業者の日帰り商品
- ② 観光地又は観光施設（無料・有料問わず）の立ち寄りがない食事施設または交通機関のみからなる日帰り商品

<助成制度の適用可否 例示> **【NEW】**

① ○ 「交通サービス手配（マイカー及び販売店以外で払戻（換金）可能な手配方法を除く）」 + 「1箇所以上立ち寄り（観光地又は観光施設or食事施設等）」

※無料観光施設（ex道の駅等）1箇所以上の立ち寄りでも可とするが、行程表等で立ち寄りが確認できるものに限る。

② ○ 「マイカー」 + 「2箇所以上立ち寄り（観光地又は観光施設+食事施設等）」

③ × 「マイカー」 + 「1箇所立ち寄り（観光地又は観光施設or食事施設等）」

④ × 「JR個札」 + 「1箇所以上立ち寄り（観光地又は観光施設or食事施設等）」

※ただし、換金性がない、契約乗車券（マル契等）については可

⑤ × 「食事施設」 + 「食事施設」2箇所の立ち寄り

⑥ ○ 無料観光施設（ex道の駅等）の旅行商品への組み入れ

※ただし、行程表等で立ち寄りが確認できるものに限る。

※ただし、行程表等で観光地等の立ち寄りが確認できるものを含んだ場合は可

⑦ × 同一施設内の「入場券」 + 「食事等」のみ

⑧ ○ 観光施設に立ち寄り+食事付きの観光列車

⑨ × 車窓観光だけのバスツアー等

詳しくはP19のQ&Aに表を作成しております。ご覧ください。

(3) 宿泊を伴う商品の場合

宿泊を伴う募集型・受注型企画旅行、手配旅行商品の場合、割引基準となるのは旅行代金となります。  
**宿泊施設は、本事業参画宿泊施設を利用することを条件とします。**（精算時に、香川県在住者である証明書の確認とクーポンお渡し時に署名をしていただきます。）

※参画宿泊施設一覧はキャンペーン公式HP (<https://www.new-kagawa-wari.com/>)をご確認ください。

【対象】

- ① 素泊まり、1泊朝食付き、1泊2食付き、無料特典付きウェルカムドリンクサービス付き、ファミリープランでの1ドリンク付きなど
- ② 旅行中に限り利用できる観光施設の入場券等がセットの商品
- ③ 2,000円以上の旅行代金

【対象外】

- ① 入湯税 (初期プラン設定に含まれている場合はその限りではない)
- ② 宿泊代金に含まれない駐車場代 (駐車場込宿泊プランは対象)
- ③ QUOカード、ビール券付きプラン、JR券単品などの換金性の高いものや、基本的な宿泊料金に含まれないサービス、ルームサービス、追加料金、飲み物代等
- ④ JRチケット単品などの普通乗車券・特急券 (指定席券等を含む) ・回数券
- ⑤ 2,000円未満の旅行代金
- ⑥ 幼児等の施設使用料、布団のみ・食事のみ又はその両方のサービスに対する現地払い費用 (※初期プラン設定に含まれている場合はその限りではない)

**※条件を満たしていないと判断された場合には支援金をお支払いできない場合があります。**

## 注意点

### (1) 県内連泊の上限は2連泊までとします。3連泊以上は2連泊までを助成)

- ① 同一施設での連泊、複数施設でのツアー連泊なども対象となります。
- ② 旅行目的による条件はありません。出張等（ビジネス）にも適用可能。 但し公費出張は対象外。

〈旅行パンフレットおよびインターネットへの商品掲載における記載例〉

#### 【必須】

- ・ 「香川県在住者限定『新うどん県泊まってかがわ割』適用プラン」
- ・ 本事業は、国の地域観光事業支援等を活用しています。
- ・ キャンペーンロゴを掲載してください。（新うどん県泊まってかがわ割公式HPよりダウンロードしてください）
- ・ 香川県在住者限定のキャンペーンです。参加者全員ツアー参加時（宿泊施設チェックイン時）等に運転免許証、保険証、マイナンバーカードなどの住所が確認できる本人確認書類を必ずご提示いただけますようお願いいたします。
- ・ 割引支援金上限額に達ししだい、宿泊割引プランの販売は終了とします。
- ・ 宿泊契約成立後のお客様のご都合によるお取消しは、割引前の宿泊代金を基準として当社所定の取消料を申し受けます。詳しくは事務局係員にお尋ねください。
- ・ 万が一ご住所が確認できない場合、適用外とさせていただきますので、予めご了承下さい。なお、同行者であっても県外在住の方は適用外となります。
- ・ 県内の感染状況によっては、本事業が休止となる場合があります。その場合、県の指示に従った対応をお願いいたします。
- ・ **元の金額を明示し、旅行者がどの金額から新かがわ割をするのか判断出来るようにお願いします。**

#### 【掲載例（黄色字は必須）】

### 香川県内在住者限定『新うどん県泊まってかがわ割』適用プラン

香川の魅力を再発見 2泊3日ツアー ペア旅行（仮）



| 出発日                         | 宿泊代金    | 新かがわ割<br>キャンペーン          | 割引後お支払い旅<br>行代金                  | 新かがわ割<br>クーポン         |
|-----------------------------|---------|--------------------------|----------------------------------|-----------------------|
| 8月7日（土）<br>14日（土）<br>21日（土） | 60,000円 | 上限5,000円/人泊<br>20,000円割引 | <b>40,000円</b><br><b>(総旅行代金)</b> | 2,000円/人泊<br>計8,000円分 |

※本事業は、国の地域観光事業支援等を活用しています。

※香川県内在住者限定のキャンペーンです。参加者全員ツアー参加時（同意確認書提出時）等に運転免許証、保険証、マイナンバーカード等、住所が確認できる本人確認書類を必ずご提示いただけますようお願いいたします。

※補助金上限額に達ししだい、宿泊割引プランの販売は終了とします。

※宿泊契約成立後のお客様のご都合によるお取消しは、割引前の宿泊代金を基準として当社所定の取消料を申し受けます。詳しくは当社係員にお尋ねください。

- ・ 取消料は、観光庁・JATAの見解により「割引前」の販売価格を算出基準とすることとされています。
- ・ 二重価格表示にならないよう、補助対象者様で確認の上、ルールどおりの表示をお願いします。

既存商品については、上記の文章を記載した書面を作成し、既存のパンフレットに挟み込むなど、取引条件の一部として取り扱ってください。

## 7. 新かがわ割クーポンについて

### 1. 新かがわ割クーポンの取扱い

#### ●概要

本事業において旅行代金を割り引いた場合は、旅行者に対し、1人泊・回あたりの旅行代金4000円以上の場合は2,000円分のクーポンを発行し、2,000円以上4,000円未満の場合は1,000円分、旅行代金2,000円未満の場合は配付しない。オンラインでの販売等により、旅行者と直接対面しない場合は、郵送もしくは、宿泊施設と調整のうえ、宿泊施設で配付してください。配付したクーポンのシリアルナンバーは必ず控えてください。（宿泊施設での配付分を含む。）旅行の取消や日数の短縮があった場合で、クーポンの配付枚数が減少する場合は、参画旅行代理店又は参画宿泊施設の責任において、必ず旅行者からクーポンの返還を求めてください。

#### 【新かがわ割クーポンへの配付事業者、有効期間の記載】



- (1) **クーポンの有効期間は、宿泊日及びその翌日（日帰り旅行商品の場合は催行日）とします。**  
**※令和3年7月27日(火)～令和3年8月31日(火)の旅行について利用有効期限は、令和3年8月31日(火)までとします。（8月31日(火)を以て終了）**

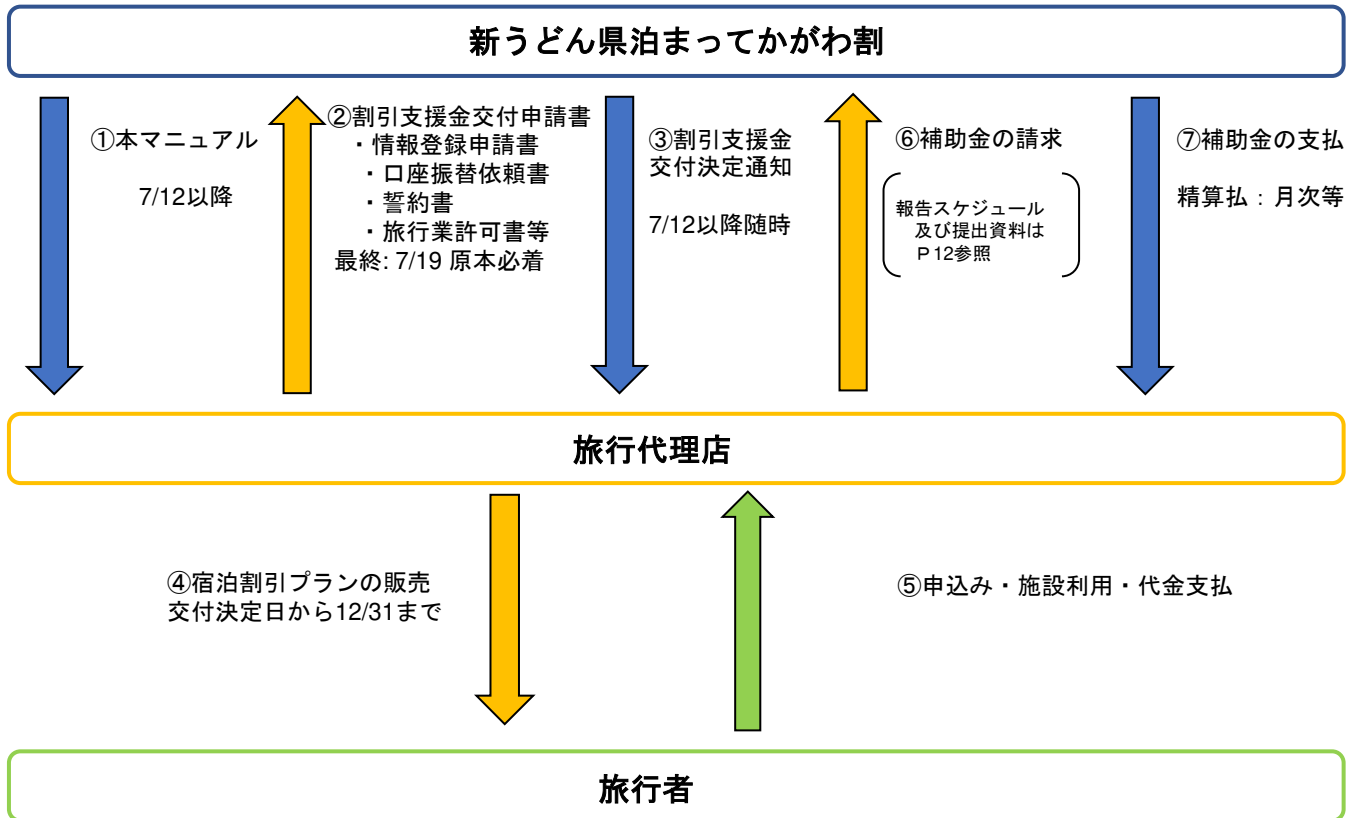
**【令和3年8月30日（火）の連泊及び8月31日（水）の宿泊については、上記利用有効期間まで適用】**

- (2) 参画事業者が配付するクーポンの表面（クーポン発行事業者欄及び有効期間欄）に記載がないものは、クーポン取扱店舗で利用できません。  
※配付事業者名や有効期間の書き損じが発生した場合、二重線のうえ公印の訂正印を押印し、配付してください。また、訂正印での対応が難しい場合は、該当のクーポンを廃札としてください。書き損じ等により廃札としたクーポンは、全て事務局へ送付してください（利用されたクーポンとの突合作業に必要となります）。
- (3) 券面額以下の金額の利用の場合、釣り銭はできません。また、クーポンによる支払いで不足する分は現金等で支払っていただくことになります。
- (4) クーポンを利用して購入した商品又はサービスの返品の際の返金はできません。
- (5) クーポンの盗難、紛失、滅失又は偽造、変造、模造等に対して、県（新かがわ割事務局含む）は、責任を負いません。
- (6) クーポンの払い戻しや交換、再発行はできません。
- (7) 第三者への売買、譲渡、現金との交換は禁止します。
- (8) 本県及び全国の新型コロナウイルス感染拡大状況や災害発生等により、直ちにクーポンの利用を停止することがあります。

※ 旅行者の事情により、旅行の取消や日数の短縮がある場合、その取消や短縮に見合った日数分のかがわ割クーポンを、必ず回収してください。回収すべきクーポンを既に旅行者が利用しており回収できない場合、旅行者に対し当該クーポンの金額に相当する金額を現金で請求してください（旅行者からお預かりいただいた現金を事務局に送金する方法は別途ご案内いたします。お手数をおかけしますが、事務局までご連絡ください。）

※クーポン取扱店舗の一覧は、公式HPに掲載しています。

## 8. 「新うどん県泊まってかがわ割」全体スキーム



### ●全体スケジュール

- ①要綱・マニュアル等の送付 → 7/12以降に資料を旅行代理店に送付します。  
(公式ホームページでもご確認いただけます)
- ②交付申請書等の提出 → 最終7/19までに事務局宛にメール・FAX等の送信(随時受付中)  
参画申込書兼同意書(様式第1号)、情報登録申請書(様式第2号)、事業者情報報告書(様式第3号)口座振替依頼書(別紙1)割引支援金交付申請書(様式第4号)  
押印が必要な書類は押印の上、原本を事務局宛に郵送またはメールにてPDF送信可
- ③交付決定通知 → 交付決定通知書を受領した宿泊事業者は、交付決定日以降に、対象期間(7月27日以降の交付決定日から12/31宿泊分まで)の宿泊割引プランが販売可能。
- ⑥補助金の請求 → 月次毎に精算払にて請求できます。  
報告スケジュール及び提出資料等はP12をご参照ください。
- ⑦補助金の支払 → 実績報告書及び請求書の提出により、各補助対象者の指定金融機関口座へ事務局より送金します。

各書類は、公式ホームページよりダウンロードください。(https://www.new-kagawa-wari.com/)  
ご不明な点等ございましたら、事務局へお問い合わせください。



---

## 9. 交付申請及び実績報告等について

### 新うどん県泊まってかがわ割 交付申請について

#### (1) 『1次配分』に係る補助金交付申請について

参画申込に必要な書類(下記参照)を作成し、令和3年7月19日(月)事務局必着で、郵送又はPDF(メール)又はオンライン申請にて事務局までご送付ください。

※審査・確認ができ次第、補助金上限額等を記載した交付決定通知書を郵送いたします。

#### (2) 『1次配分』に係る割引支援金交付申請時の提出書類について

下記のとおり、各書類について提出期日(7月19日)までに事務局へ提出してください。

- (1) 参画申込書 兼 同意書(様式第1号)
- (2) 事業者情報登録申請書(様式第2号)
- (3) 旅行業者情報等報告書(様式第3号)
- (4) 口座振替依頼書(別紙1)
- (5) 割引支援金交付申請書(様式第4号) ⇒ **【決定通知書取得後提出】**
- (6) 旅行業許可書の写し
- (7) 割引前の旅行プランがわかる書類  
(パンフレットのほか、WEBページのスクリーンショット等でも可)

#### (3) 『2次配分』について

香川県が予算の範囲内で枠調整を行い、別途定めます。

販売状況によっては、『2次配分』を実施しない場合もございます。予めご了承ください。



## 経過報告／実績報告

### (1) 報告について

「新うどん県泊まってかがわ割」の補助対象者は、下記のスケジュールに従い、事務局への報告をお願いします。報告書等の様式は、公式ホームページよりダウンロードしてください。

※販売実績がない場合においても、月次の実績報告は提出いただきますようお願いします。

| 報告内容                                  | 提出書類   | 提出期日                | 提出方法    |
|---------------------------------------|--|---------------------|---------|
| 7月+8月分販売実績<br>7月27日から8月31日までの<br>販売実績 | ①実績内訳シート<br>②精算払請求書<br>③個人同意確認書<br>④明細書        | 9月10日<br>(金)<br>必着  | 郵送orデータ |
| 9月分販売実績<br>9月1日から9月30日までの<br>販売実績     | 上記①～④に加えて<br>別途必要書類<br>《受注型の場合》                | 10月11日<br>(月)<br>必着 | 郵送orデータ |
| 10月分販売実績<br>10月1日から10月31日までの<br>販売実績  | ①引受書又は申込書<br>②行程表<br>《募集型の場合》<br>①チラシ<br>【NEW】 | 11月12日<br>(金)<br>必着 | 郵送orデータ |
| 11月分販売実績<br>11月1日から11月30日までの<br>販売実績  | 《手配の場合》<br>※宿泊or日帰り交通機関あり<br>別途資料無<br>【NEW】    | 12月10日<br>(金)<br>必着 | 郵送orデータ |
| 12月分販売実績<br>12月1日から12月31日までの<br>販売実績  | 《手配の場合》<br>※日帰り交通機関なし<br>①行程表                  | 1月11日<br>(火)<br>必着  | 郵送orデータ |

---

## 経過報告／実績報告

---

### (2) 報告時の提出書類について

提出期日までに、それぞれ必要な書類を事務局へ提出してください。

申請書類一式及び月次報告については郵送又はPDFにて新かがわ割事務局まで提出してください。

※普通郵便で送付され、万が一紛失した場合は、事務局ではその責任を負いませんので、ご了承ください。

#### 【月次報告】

- ①実績内訳シート
- ②請求書（様式第5号）
- ③宿泊利用者確認書及び個人情報同意確認書
- ④宿泊明細書（※元値と割引額と割引後額が明確に分かる正式な書面）
- ⑤旅行パンフレットおよびインターネットへの商品掲載における必須内容が記載された書面

**※受注型企画旅行の場合と交通機関の手配が無い日帰り旅行の場合は、行程表をご提出下さい。**

**また、受注型企画旅行の場合は上記に併せて引受書又は申込書を提出してください。**

引受書に旅行代金が記載されていない場合は、請求書も提出をお願いします。

募集型企画旅行の場合は、催行された資料としてチラシ、パンフレット

(インターネット掲載のみであればスクリーンショットでも可)を提出してください。

#### 【事業完了】

- ①実績報告書（様式第6号）
- ②未使用クーポン返送報告書
- ③無効クーポン返送報告書
- ④未使用・無効クーポン原券

### (3) その他事務局が必要とする書類について

- ・実績報告書受領後、追加で資料の提出をお願いする場合があります。

### (4) 提出書類の確認

- ・事務局にて、書類の不備や報告内容の誤りなどを確認します。  
不備や誤りがあった場合は、事務局が指示する期日までに補正をお願いします。
- ・期日までに補正されない場合は、割引支援金をお支払いできない場合があります。

#### ●補助金額の入金

- ・書類に不備や誤りがなければ、書類が事務局に到着後14日程度を目安に入金いたします。  
ただし、祝日を挟む場合等にはこれ以上の期間を要する場合があります。
- ・書類に不備や誤りがあった場合には、資料の補正や追加提出等に時間を要するため、14日以上の期間を要します。

## 10. 「新うどん県泊まってかがわ割」に係る証票及び不正利用防止

「新うどん県泊まってかがわ割」は会計検査院の調査対象事業ですので、事業で使用した証票類は、報告時に提出の必要が無いものについても、割引支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管をお願いします。

### ●証票の保管について

#### (1) 補助対象者様で入手又は作成いただき、5年間保管が必要な証票について

宿泊内容が確認できる、宿泊施設が発行した宿泊記録等のコピーを実績報告時に提出いただきますので、原本の保管をお願いします。

#### (2) その他の証票について

その他、必要と思われる証票がありましたら保管をお願いします。

### ●その他

(1) 事業終了後、実績報告書を提出いただきます。詳細につきましては改めてお知らせいたします。

(2) 報告内容に間違いの無いように注意してください。

(3) 月次報告の際に提出いただく実績内訳シートには、報告内容に相違のないようご記入ください。

(4) **実績内訳シートは、必ず期日までに提出してください。**

(5) 制度の趣旨を踏まえ、要綱等で定めたルールにのっとりた取り組みをお願いします。

(6) 割引支援金をお客様へ還元せず、補助対象者の利益とすることは厳禁です。

(7) 特定の顧客や取引先への優先販売は禁止されています。配分された予算枠の範囲内で、公平に購入可能な販売方法を用いてください。

(8) その他のご不明な点は、事務局までお問い合わせください。

(9) 新うどん県泊まってかがわ割についての情報は、事務局のホームページに掲載します。

**※本事業マニュアルは、速やかな事業実施を行うため、変更される場合があります。  
最新版のマニュアル等について、逐次ホームページ等から確認をお願いいたします。**

新うどん県泊まってかがわ割キャンペーン Q&A～旅行会社用～

参加登録について

| No | Q：質問  | A：回答  |
|----|---|---|
| Q1 | 旅行会社として参画を検討していますが、今から参画できますでしょうか。  | 第一次の参画申込は7月19日締め切りとなります。参画を希望する方はHPより申請書類をダウンロードの上、申込手続きを行ってください。20日以降の参画に関しては新かがわ割事務局までご連絡下さい。   |
| Q2 | 当社（旅行会社）は支店統合により、香川県内に営業所がなくなり、担当者が県内に駐在して商品造成をしています。その場合、本事業に参画することはできますでしょうか。 | 香川県内に営業所に準ずるものがあれば、対象となりますので、県内に担当者の方が駐在されていれば対象となります。  |
| Q3 | 自社ホームページでも、本事業をPRして良いですか。また、自社プロモーションとして、本事業の適用施設（会社）としてPRして良いですか。              | 構いません。自社ホームページへ掲載いただくなど、積極的に本事業をご活用ください。その場合には、本事業が国の補助事業を受け実施していることを明らかにしていただくとともに、本来の価格、割引後の価格（本事業適用後の価格）を明示し、その差額にキャンペーンの支援があることを消費者が明確に認知できるようにしてください。<br>キャンペーンのバナーやロゴデータをダウンロードいただけますのでご活用ください。 |
| Q4 | 参画している旅行会社で手配した新かがわ割の場合は宿泊施設等の制限は無いのですか。  | 令和3年7月以降に実施する新かがわ割に関しては必ず【新うどん県泊まってかがわ割へ参画していること】が条件となります。なので、新かがわ割へ参画されていない宿泊事業者である場合は、新かがわ割の適用が受けられませんのでご注意ください。  |

割引について

| No  | Q：質問   | A：回答  |
|-----|--|---|
| Q5  | 旅行代金の最大50%割引（上限5,000円）とのことですが、割引の金額は1円単位ですか。   | 割引の金額は1円単位となります。1円未満の端数については切り捨てとなります。  |
| Q6  | 「割引は商品代金の50%が上限」とのことですが、必ず上限まで割引を適用する必要はありますか。   | 地域観光事業支援の制度に鑑み、旅行者の不利益とならないよう、原則として上限額での割引をお願いいたします。  |
| Q7  | 学校が実施する教育旅行で、県内在住の生徒（児童）と県外在住の生徒（児童）が混在している場合、県外在住の生徒（児童）は、キャンペーンの対象となりますか。                          | 香川県内に所在する学校が実施する教育旅行等（修学旅行、遠足、社会科の見学、移動教室、体験活動などの郊外で行う活動を含む。）については、その学校の所在地を、参加する生徒（児童）の居住地として取り扱うこととしており、その場合には、県外在住の生徒（児童）もキャンペーンの対象となります。  |
| Q8  | 各旅行会社が発行する旅行ギフト券や宿泊ギフト券との併用は可能ですか。   | 代理店業者でギフト券の取扱が可能であれば、併用は可能です  |
| Q9  | 各市町村等が行っている独自の宿泊割引やクーポン等との併用は可能ですか。  | 可能です。併用する場合は、他の全ての割引等を適用後、新かがわ割が適用されます。   |
| Q10 | インターネットの予約サイトポイントや他のキャンペーンで配付されるクーポンとの併用は可能ですか。併用可能な場合、割引額は、ポイントやクーポン等での割引後の金額と割引前の金額のどちらをもとに算出しますか。 | 併用可能です。OTAのポイント利用や、金券(旅行券)の場合は新かがわ割後の金額に対して利用となります。(例1)<br>その他割引(クーポン、独自キャンペーン、互助会利用等)は、元となる旅行代金に適用し、その後新かがわ割を行います。<br><br>(例1) インターネット予約サイトのポイントを利用した場合<br>1泊10,000円(税込)の宿泊施設を予約サイトから予約し、ポイントを5,000円分使用し、残りの5,000円を宿泊施設で現地払いする場合<br>新かがわ割キャンペーンの割引額：10,000円×50%=5,000円<br><br>(例2) 互助会等を使用し、宿泊費に充当する場合<br>1泊10,000円(税込)の宿泊施設を予約し、互助会等の割引(5,000円分)を宿泊費に充当し、残りの5,000円を支払う場合<br>新かがわ割キャンペーンの割引額：(10,000円-5,000円)×50%=2,500円 |
| Q11 | 費用が掛からない幼児も新かがわ割の割引支援の人数に含まれますか。   | はい。含まれます。総旅行代金から人数を割り、1人当たりの金額を算出します。その際、新かがわ割クーポンも配付対象となります。   |

## 精算について

| No  | Q：質問  | A：回答  |
|-----|---|---|
| Q12 | 割引支援金の事業者毎の配分枠は公表されますか。   | 割引支援金の事業者毎の配分枠の公表の予定はありません。参画する旅行会社名・宿泊施設名のリストはホームページに掲載させていただきます。  |
| Q13 | 割引支援金の配分枠について、執行管理を各事業者が行うものと思いますが、配分枠以上に販売してしまった場合、県から原資分の補てんはありますか。 | 割引支援金の配分額を超過して割引を行った場合、超過額について県が補てんすることは想定しておりません。適切な配分額の管理をお願いします。   |
| Q14 | 割引支援金について、概算払いを受けることはできますか。   | 割引支援金は精算払いのみとなります。  |
| Q15 | 割引支援金は交付申請からどれくらいの期間で支払われますか。   | 申請書類が到着後、申請書類に不備がないかを確認し、確認終了後14日以内にお支払いする予定です。（申請件数が多くなれば、書類到着から確認までお時間をいただく場合がありますので、ご了承ください。）                                  |
| Q16 | 割引対象期間が終了し、配分枠が余りました。どうしたらよいですか。                                      | 全体予算枠の管理を適切に行う必要があるため、新かがわ割キャンペーン事務局を立ち上げ、その事務局が各旅行会社や宿泊施設の販売（消化）状況をお伺いしながら進めていきます。万が一、配分が思わしくない場合は、事前に事務局にご相談いただければ、減枠させていただきます。 |

## 7/30時点 追加Q&A～旅行代理店用～

|     |   |  |
|-----|---|--|
| Q17 | クーポン券を大量に作成するのでクーポンの日付を利用期間延長している8月中は統一する事が出来ないか。 | 事務局が県に報告する際に突合作業が出来なくなってしまう事と、9月以降の事もあるので、現段階から利用期間は正確にご記載ください。                                    |
| Q18 | クーポンの発行事業者印がサイズに収まらない。                            | 大きくはみ出しても構いません。ただし①金額が隠れる②クーポン券番が隠れる、の2点になる場合は、記入でも構いません。その場合は偽造防止のため、担当者印で構いませんので記入した横に押印をしてください。 |
| Q19 | 県内在住者と県外在住者が一緒に泊まった場合、新かがわ割は対象になるか。               | 総旅行代金より頭割をしていただき、その内の県内在住者のみ新かがわ割を適用としてください。   |
| Q20 | 送迎とお弁当だけの日帰り旅行は適用可ですか。                            | 観光地に寄らずに送迎とお弁当だけの日帰り商品は新かがわ割適用不可とします。（※観光地が入っているツアーの場合はお弁当対応でも可。例:遊覧飛行、空港見学など）                     |
| Q21 | クーポン記入を間違えた場合どのような処理をしますか。                        | 軽微なミス（書き損じ等）であれば2重線を記載し担当印を押してください。修復不可能な場合は無効クーポンとして処理してください。                                     |

|     |   |   |
|-----|---|---|
| Q24 | 香川県在住ですが、運転免許証の住所変更を行っていない場合、かがわ割は対象となりますか。 | <p>本人確認に必要な書類は、氏名及び住所が確認できる書類とし、マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券(パスポート)、在留カード、特別永住者証明書、海技免状等国家資格を有することを証明する書類、障害者手帳等各種福祉手帳、船員手帳、戦傷病者手帳、官公庁職員身分証明書等と致します。</p> <p>ただし、上記書類を持っていない場合、以下に掲げる①と②の書類のうち、①を二つ又は①を一つ及び②を一つの組み合わせであれば、氏名及び住所が確認できる書類として提示可能です。</p> <p>①健康保険等被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書、恩給等の証書等<br/>②学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書等</p> <p>家族の場合は子供の健康保険証と親(法定代理人)の本人確認書類(運転免許証、旅券(パスポート)等)で足りるものとします。</p> |
|-----|---|---|

## 10/9時点 追加Q&A～旅行代理店用～【NEW】

Q日帰り旅行の新かがわ割適用可否を教えてください。

| No | 適用可否 | 日帰り手配内容<br>(※観光・・・無料・有料問わず) |                  |              | 備考<br>※要行程表提出                  |
|----|------|-----------------------------|------------------|--------------|--------------------------------|
| ①  | ○    | マイカー                        | 食事               | 観光(無料・有料問わず) |                                |
| ②  | ○    | マイカー                        | 遊覧船              | 食事           | ※県内行程のみ                        |
| ③  | ○    | マイカー                        | ロープウェイ           | 食事           | ※県内行程のみ                        |
| ④  | ×    | マイカー                        | A宿泊施設での入浴        | A宿泊施設での食事    | ※同一施設内のみで完結する場合は不可             |
| ⑤  | ×    | マイカー                        | 食事               | 食事           | ※食事2回のみ行程は不可                   |
| ⑥  | ×    | マイカー                        | A施設の入場券          | A施設内での食事     | ※同一施設内のみで完結する場合は不可             |
| ⑦  | ×    | マイカー                        | A宿泊施設での食事        |              | ※観光や食事施設など2箇所以上無いため不可          |
| ⑧  | ×    | JR個札                        | 食事               | 観光(無料・有料問わず) | ※JR個札は適用不可。ただし、換金性が無い契約乗車券は適用可 |
| ⑨  | ○    | レンタカー※注                     | 食事or観光(無料・有料問わず) |              | ※レンタカーが旅行会社手配であれば適用可           |
| ⑩  | ○    | 観光タクシー※注                    | 食事or観光(無料・有料問わず) |              | ※観光タクシーが旅行会社手配であれば適用可          |
| ⑪  | ○    | 貸切バス                        | 観光(無料・有料問わず)     |              | ※主に教育旅行や修学旅行のケース               |
| ⑫  | ○    | 貸切バス                        | 道の駅のみ            |              | ※道の駅も観光施設として適用可                |
| ⑬  | ×    | 貸切バス                        | 駐車場代/有料道路代のみ     |              | ※交通機関のみの日帰りは適用不可               |
| ⑭  | ×    | バスツアー(車窓のみ)                 |                  |              |                                |



|     |  |  |
|-----|--|--|
| Q25 | 毎月の提出書類の中で②精算払請求書④明細書とはどれを指すのか。                | ②精算払請求書は、様式第5号の請求書で④明細書は個人同意確認書の金額が分かる資料を指します。主に請求書や領収書(※但書必須)が該当するかと思います。   |
| Q26 | 日帰り旅行の無料施設はどれが対象となっているか。                       | 一般的な認識として観光地または観光施設(体験型アクティビティ含む)は全て適用可。しかし、送迎のみ(大会及びコンクール等)は対象不可。   |
| Q27 | 学校から個人同意書はもらう必要があるのか。その場合、代表者名と署名は校長主任どちらでもOKか | あります。どちらでもOKです。教育旅行、修学旅行の様な学校団体は個人同意確認書の上段の名前と署名は一致していなくてもOKです。  |
| Q28 | 助成額が足りない場合、上限ではなく、割引額を変更して良いか。                 | 割引額及びクーポンに関しては計算上正確にお渡しください。※予算枠内での対応をお願いします。追加配分に関しては別途事務局よりご案内致します。  |
| Q29 | 学校団体手配時の新かがわ割の提出書類                             | 同意確認書1枚(学校名でOK。生徒の在住証明はQ7に記載の通り特例で不要) 教員(公務員)は適用不可   |
| Q30 | 新かがわ割クーポンの発券の際に注意点はありますか。                      | 有効期間の記載漏れや発行店舗印がないクーポンが散見されます。こちらが未記入ですとクーポン取り扱い店舗の受け取りが出来ませんのでご注意ください   |
| Q31 | 新かがわ割クーポンの枚数は管理する必要がありますか。                     | 必要となります。最終的に枚数に差異がある場合は事業者様にご負担いただく場合もございます。   |
| Q32 | 学校団体(教育旅行及び修学旅行)の新かがわ割の計算方法が分からない。             | 教員(公務員)2名 生徒18名 日帰り旅行でバス代金10万円で観光は費用がかからない観光施設の場合(総旅行代金が10万円と仮定時)、 $100,000 \div 20$ (先生、生徒含む) $= 5,000$ 円/人 $5,000$ 円 $\div$ 新かがわ割50% $= 2,500$ 円 18名(生徒) $\times 2,500 = 45,000$ 円(新かがわ割適用額)という計算となります。よって、 $100,000$ 円 $- 45,000$ 円 $= 55,000$ 円が適用後の旅行代金となります。 |

第2稿で改定になる修正点（7月19日時点）

- 1, Q&Aの誤字訂正

第3稿で改定になる修正点（7月30日時点）

- 1, マニュアルP8の日帰り旅行の適用に関する一文追記（赤字）
- 2, マニュアルP9商品造成ルールに関する一文追記（赤字）
- 3, QA5問追加

第4稿で改定になる修正点（8月6日時点）

- 1, マニュアルP2 予約対象期間の一部変更
- 2, マニュアルP5 予約対象期間の一部変更
- 3, マニュアルP13 募集型、受注型、手配旅行の別途必須提出書類明記
- 4, マニュアルP14 募集型、受注型の別途必須提出書類明記

第5稿で改定になる修正点（9月4日時点）

- 1, マニュアルP18 県内在住証明確認書類の詳細を追記

第6稿で改訂になる修正点（10月7日時点）

- 1, マニュアルP8 日帰り旅行の手配の一部変更  
《交通機関手配無でも適用となる場合を追加》
- 2, マニュアルP14,15 交通機関手配無の手配旅行のエビデンス資料について  
《上記の手配旅行の場合には行程表が必須となります》
- 3, マニュアルP19,20 FAQ追加  
《日帰り旅行の適用条件とよくある質問を追記》